

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表八の項及び九の項中「藍住町 上板町」に改め、同表中八十二の項を八十三の項とし、七十九の項から八十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「八十の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、六十九の項から七十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十八の項3中「同条第六項」を「法第十条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第六項」に改め、同項6の次に次のように加える。

7 法第十七条の二第一項の規定による都市緑化支援機構への要請、同条第三項の規定による協定の締結並びに同条第五項及び第七項の規定による費用の負担

第二条第二項の表中六十八の項を六十九の項とし、同表六十七の項2中「の施行」を「の施行等」に改め、同項8中「事業計画」を「事業計画等」に改め、同項9、23及び29中「の認可」を「等の認可」に改め、同項39中「同条第八項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第八項」に、「同条第九項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第九項」に、「同条第十項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第十項」に、「同条第十一項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第十一項」に改め、同項42中「同条第二項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第三項」に、「同条第三項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第三項」に改め、同項45中「揭示」の下に「及びウェブサイトにの掲載」を加え、同項を同表六十八の項とし、同表中六十六の項を六十七の項とし、六十五の項を六十六の項とし、六十四の項を六十五の項とし、同表六十三の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十二の項を六十三の項とし、六十一の項を六十二の項とし、六十の項を六十一の項とし、同表五十九の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中五十八の項を五十九の項

とし、五十七の項を削り、五十六の項を五十八の項とし、五十二の項から五十五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表五十一の項2中「土地」を「工作物」に、「同条第三項」を「法第六十六条において準用する法第五十条第三項」に、「同条第五項」を「法第六十六条において準用する法第五十条第五項」に、「の通知及び」を「の通知並びに」に改め、「揭示」の下に「及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」を加え、同項3及び7中「土地」を「工作物」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表五十の項1中「の通知及び」を「の通知並びに」に改め、「揭示」の下に「及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」を加え、同項を同表五十二の項とし、同表中四十九の項を五十一の項とし、四十五の項から四十八の項までを二項ずつ繰り下げ、四十四の項の次に次の二項を加える。

四十五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地に係るもの及び二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）並びに同条第七項の規定による通知及び公告（当該認可に係るものに限る。）	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町
四十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理を目的とする鳥獣の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るために行う鳥獣の管理を目的とするアナグマの捕獲等の許可に限る。）（二以上の市町村の区域にわたり捕獲等をする場合及び飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をする場合に係るものを除く。） 2 法第九条第七項の規定による許可証の交付、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による捕獲等の結果の報告の受理（1に掲げる事務に係るものに限る。） 3 法第十条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による許可の取消し（1に掲げる事務に係るものに限る。）	徳島市 鳴門市 阿南市 吉野川市 阿波市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町

4 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による立入検査（1に掲げる事務に係るものに限る。）

5 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理、同条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所等の変更の届出の受理、同条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理及び同条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理（1に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十二の項2中「法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する」を削り、「意見の受理」の下に「、法第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加」を加え、同項5中「処分及び」を「処分、」に改め、「交付」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同表四十三の項2中「法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する」を削り、「意見の受理」の下に「、法第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加」を加え、同項5中「処分及び」を「処分、」に改め、「交付」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同表四十四の項3中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表中八十三の項を八十五の項とし、八十の項から八十二の項までを二項ずつ繰り下げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十三の項」に改め、同項を同表八十一の項とし、同表中七十八の項を八十の項とし、六十五の項から七十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十九の項」に改め、同項を同表六十六の項とし、同表中六十三の項を六十五の項とし、六十二の項を六十四の項とし、六十一の項を六十三の項とし、同表六十の項中「六十七の項」を「六十九の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表中五十九の項を六十一の項とし、四十五の項から五十八の項までを二項ずつ繰り下げ、四十四の項の次に次の二項を加える。

四十五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

1 法第十六条の二第六項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取（四十二の項1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）並びに法第十六条の二第九項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（当該同意に係るものに限る。）

2 法第十六条の三第四項の規定による通知の受理（1の同意に係るものに限る。）

徳島市 鳴門市 吉野川市 三好市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

四十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

阿南市

1 法第十六条の二第六項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取（四十三の項1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）並びに法第十六条の二第九項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（当該同意に係るものに限る。）

2 法第十六条の三第四項の規定による通知の受理（1の同意に係るものに限る。）

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行の日前に改正後の徳島県の事務処理の特例に関する条例第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。